

福岡県公報

平成二十二年十二月二十七日
第三千二百二号
増刊 ②

目次

再掲

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	五
福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	二
平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則	(人事委員会事務局給与公平課)	三
福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事委員会事務局給与公平課)	六
福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	六
平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	七
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	七
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	七
福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	九

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十七号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和二十二年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 労務職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300

再任
職員
以外の
職員

46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	368,200
71	204,700	254,400	285,300	316,100	368,800
72	205,300	255,000	286,100	316,600	369,400
73	205,900	255,300	287,000	316,900	369,900
74	206,600	255,700	287,800	317,400	370,500
75	207,300	256,200	288,600	317,900	371,100
76	208,100	256,700	289,400	318,400	371,700
77	208,500	257,300	290,200	318,700	372,200
78	209,200	257,800	290,800	319,100	372,800
79	209,900	258,300	291,400	319,500	373,400
80	210,600	258,800	292,000	319,900	374,000
81	211,300	259,200	292,500	320,400	374,500
82	212,000	259,500	293,100	320,800	375,100
83	212,700	259,800	293,700	321,200	375,700
84	213,400	260,100	294,300	321,600	376,300
85	214,100	260,500	294,800	322,000	376,800
86	214,800	260,900	295,400	322,400	377,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800	378,000
88	216,200	261,700	296,600	323,200	378,600
89	216,800	261,900	297,000	323,500	379,100
90	217,400	262,300	297,500	323,900	379,700
91	218,000	262,700	298,000	324,300	380,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700	380,900
93	219,100	263,500	299,000	325,000	381,400
94	219,600	263,900	299,500	325,400	
95	220,100	264,300	300,000	325,800	
96	220,600	264,700	300,500	326,200	

97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200	328,400	
103	224,500	266,600	303,600	328,800	
104	225,100	266,900	304,000	329,200	
105	225,500	267,200	304,400	329,500	
106	226,000	267,500	304,800	329,900	
107	226,500	267,800	305,200	330,300	
108	227,000	268,100	305,600	330,700	
109	227,200	268,400	306,000	331,000	
110	227,600	268,700	306,400	331,400	
111	228,100	269,000	306,800	331,800	
112	228,600	269,300	307,200	332,200	
113	229,100	269,600	307,500	332,400	
114	229,600	269,900	307,900	332,800	
115	230,100	270,200	308,300	333,200	
116	230,600	270,500	308,700	333,600	
117	231,000	270,800	309,000	333,900	
118	231,400	271,100	309,400	334,300	
119	231,800	271,400	309,800	334,700	
120	232,200	271,700	310,200	335,100	
121	232,600	271,900	310,500	335,400	
122		272,200	310,900	335,800	
123		272,500	311,300	336,200	
124		272,800	311,700	336,600	
125		272,900	311,900	336,900	
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			
再任用職員	192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 短時間勤務職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十二年福岡県条例第四十七号)第六条第一項の規定によりその例によることとされる福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年福岡県条例第三十一号)附則第二条の規定の適用については、次の表を同条第一号の表とみなす。

給料表		職務の級	号給
労務職給料表	一級	一級	一号給から百八号給まで
	二級	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	三級	一号給から六十四号給まで
	四級	四級	一号給から三十六号給まで
	五級	五級	一号給から二十号給まで

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年福岡県規則第五十五号)。

以下「平成二十一年改正規則」という。の施行の日において同規則附則第二項に規定する減額改定対象職員である者に対する前項の規定の適用については、同項中「同日に受けていた給料月額(短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職

員をいう。以下同じ。)にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とあるのは、「同日において受けていた給料月額(短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。)にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額)に百分の九十九・五八を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

(この規則の施行に必要な事項)

4 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条において準用する同条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月七日

福岡県企業管理者 山田修嗣

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条) 企業職給料表(一)

職 員 区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
再任職員以外の 再任職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				

85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500			
86	239,700	295,700	344,500	385,700	403,200			
87	240,400	296,100	345,000	386,300	403,900			
88	241,100	296,500	345,500	386,900	404,600			
89	241,900	296,800	345,900	387,600	405,100			
90	242,400	297,200	346,400	388,200	405,800			
91	242,900	297,600	346,900	388,800	406,500			
92	243,400	298,000	347,400	389,400	407,200			
93	243,700	298,200	347,700	390,100	407,700			
94		298,600	348,200	390,700				
95		299,000	348,700	391,300				
96		299,400	349,200	391,900				
97		299,600	349,500	392,600				
98		300,000	350,000	393,200				
99		300,400	350,500	393,800				
100		300,800	351,000	394,400				
101		301,000	351,300	395,100				
102		301,400	351,700	395,700				
103		301,800	352,100	396,300				
104		302,200	352,500	396,900				
105		302,400	353,000	397,600				
106		302,800	353,400					
107		303,200	353,800					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200	355,100					
111		304,600	355,500					
112		305,000	355,900					
113		305,200	356,400					
114		305,600						
115		306,000						
116		306,400						
117		306,600						
118		306,900						
119		307,200						
120		307,500						
121		307,900						
122		308,200						
123		308,500						
124		308,800						
125		309,200						
再任職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第2条) 企業職給料表(二)

職 員 区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300

再任職以の
用員外職員

46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	368,200
71	204,700	254,400	285,300	316,100	368,800
72	205,300	255,000	286,100	316,600	369,400
73	205,900	255,300	287,000	316,900	369,900
74	206,600	255,700	287,800	317,400	370,500
75	207,300	256,200	288,600	317,900	371,100
76	208,100	256,700	289,400	318,400	371,700
77	208,500	257,300	290,200	318,700	372,200
78	209,200	257,800	290,800	319,100	372,800
79	209,900	258,300	291,400	319,500	373,400
80	210,600	258,800	292,000	319,900	374,000
81	211,300	259,200	292,500	320,400	374,500
82	212,000	259,500	293,100	320,800	375,100
83	212,700	259,800	293,700	321,200	375,700
84	213,400	260,100	294,300	321,600	376,300
85	214,100	260,500	294,800	322,000	376,800
86	214,800	260,900	295,400	322,400	377,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800	378,000
88	216,200	261,700	296,600	323,200	378,600
89	216,800	261,900	297,000	323,500	379,100
90	217,400	262,300	297,500	323,900	379,700
91	218,000	262,700	298,000	324,300	380,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700	380,900
93	219,100	263,500	299,000	325,000	381,400
94	219,600	263,900	299,500	325,400	
95	220,100	264,300	300,000	325,800	
96	220,600	264,700	300,500	326,200	

97	221,200	264,900	300,900	326,500	
98	221,700	265,200	301,400	326,900	
99	222,200	265,400	301,900	327,300	
100	222,700	265,700	302,400	327,700	
101	223,300	266,100	302,800	328,000	
102	223,900	266,300	303,200	328,400	
103	224,500	266,600	303,600	328,800	
104	225,100	266,900	304,000	329,200	
105	225,500	267,200	304,400	329,500	
106	226,000	267,500	304,800	329,900	
107	226,500	267,800	305,200	330,300	
108	227,000	268,100	305,600	330,700	
109	227,200	268,400	306,000	331,000	
110	227,600	268,700	306,400	331,400	
111	228,100	269,000	306,800	331,800	
112	228,600	269,300	307,200	332,200	
113	229,100	269,600	307,500	332,400	
114	229,600	269,900	307,900	332,800	
115	230,100	270,200	308,300	333,200	
116	230,600	270,500	308,700	333,600	
117	231,000	270,800	309,000	333,900	
118	231,400	271,100	309,400	334,300	
119	231,800	271,400	309,800	334,700	
120	232,200	271,700	310,200	335,100	
121	232,600	271,900	310,500	335,400	
122		272,200	310,900	335,800	
123		272,500	311,300	336,200	
124		272,800	311,700	336,600	
125		272,900	311,900	336,900	
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			
再 任 職 員	192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技能員及び主任技能員に適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第五十二号)第六条第一項の規定によりその例によることとされる福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年福岡県条例第三十一号)附則第二條の規定の適用については、次の表を同条第一号の表とみなす。

給料表		職務の級	号給
企業職給料表(一)		一級	一号給から九十三号給まで
		二級	一号給から六十四号給まで
		三級	一号給から四十八号給まで
		四級	一号給から三十一号給まで
		五級	一号給から二十四号給まで
		六級	一号給から十六号給まで
		七級	一号給から四号給まで
企業職給料表(二)		一級	一号給から百八号給まで
		二級	一号給から七十二号給まで
		三級	一号給から六十四号給まで
		四級	一号給から三十六号給まで
		五級	一号給から二十号給まで

3 (福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十八年福岡県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

8 前項の規定にかかわらず、福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規

程の一部を改正する規程(平成二十一年福岡県企業管理規程第五号)の施行の日において同規程附則第二項に規定する減額改定対象職員である者に対する前項の規定の適用については、同項中「同日に受けていた給料月額(短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。))にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」「とあるのは、「同日において受けていた給料月額(短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。))にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を生じたときはこれを切り捨てた額)」「とする。

(この規程の施行に關し必要な事項)

4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に關する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百八十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「百分の百三十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二号中「百分の六十」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第二十五号

平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年福岡県条例第三十一号。以下「県職員改正条例」という。）（附則第二条、福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年福岡県条例第三十四号。以下「警察職員改正条例」という。）（附則第二条及び福岡県公立学校職員

の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年福岡県条例第三十三号。以下「学校職員改正条例」という。）（附則第二条の規定に基づき、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。

二 派遣法 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）をいう。

三 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）をいう。

四 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）をいう。

五 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）をいう。

六 学校職員給与条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）をいう。

七 企業職員給与条例 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）をいう。

八 勤務時間条例 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）をいう。

九 給与規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）をいう。

十 県職員 県職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十一 警察職員 警察職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十二 学校職員 学校職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十三 企業職員 企業職員給与条例第一条に規定する職員をいう。

十四 基準日 平成二十二年十二月一日（同月に支給する期末手当について県職員給与条例第二十一条第一項後段若しくは第二十三条第七項の規定の適用を受ける県職員

員、警察職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十二條第七項の規定の適用を受ける警察職員又は学校職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十二條第七項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)をいう。

十五 給与 給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(県職員給与条例第十三條の五第二項、警察職員給与条例第十二條の五第二項及び学校職員給与条例第十三條の五第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、管理職手当、特勤勤務手当(警察職員給与条例第二十三條の二に規定するこれに準ずる手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第二十三條の四に規定するこれに準ずる手当を含む。)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)第三條第一項に規定する教職調整額のそれぞれの月額を総称する。

十六 調整額 県職員改正条例附則第二條第一項、警察職員改正条例附則第二條第一項及び学校職員改正条例附則第二條第一項(以下「改正条例附則第二條第一項」と総称する。)に規定する調整額をいう。

十七 調整対象職員 県職員改正条例附則第二條第一項第一号、警察職員改正条例附則第二條第一項第一号及び学校職員改正条例附則第二條第一項第一号(以下「改正条例附則第二條第一項第一号」と総称する。)に規定する調整対象職員をいう。

(調整対象職員となつた者の改正条例附則第二條第一項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第三條 改正条例附則第二條第一項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から基準日までの期間の全期間が県職員、警察職員若しくは学校職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- 一 国家公務員等(人事委員会が別に定める者に限る。)
- 二 他の地方公共団体の職員
- 三 退職派遣者(派遣法第十條第一項の規定により退職派遣された職員をいう。)
- 四 企業職員

2 改正条例附則第二條第一項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十二年四

月二日(同日から基準日までの期間において県職員、警察職員又は学校職員以外の者から新たに県職員、警察職員又は学校職員となつた日(当該期間において、県職員、警察職員又は学校職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き県職員、警察職員又は学校職員となつた場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における調整対象職員となつた日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある県職員、警察職員又は学校職員の改正条例附則第二條第一項第一号の月数の算定)

第四條 改正条例附則第二條第一項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 県職員、警察職員又は学校職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、県職員、警察職員又は学校職員が人事交流等により引き続き前條第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き県職員、警察職員又は学校職員となり、基準日まで引き続き在職した場合には、引き続き在職した期間以外のものを含む。)
- 二 退職期間(法第二十八條第二項又は福岡県職員の分限に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第四十三号)第三條、福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号)第二條若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)第三條の規定により退職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従退職期間(法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六條第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、自己啓発等休業期間(法第二十六條の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)、外国派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二條第一項の規定により派遣されていた

期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）をいう。）、公益的法人派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、無給派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間をいう。）、育児休業期間（育児休業法第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、又は育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）

四 育児休業法第十九条第二項、勤務時間条例第十六条第三項、第十七条第四項、附則第二条第七項若しくは給与規則第十二条の三十八第二号括弧書の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

五 県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条又は学校職員給与条例第十四条の規定により給与を減額された期間（前号に掲げる期間を除く。）

六 調整対象職員以外の県職員、警察職員又は学校職員であった期間

2 改正条例附則第二条第一項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十二年四月からこの規則の施行の日の属する月までの期間の月数から同期間の各月のうちの次のいずれかに該当する月の数を減じた月数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が改正条例附則第二条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・一九を乗じて得た額（第七条において「第二条第一項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（県職員改正条例附則第二条第一項第二号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号及び学校職員改正条例附則第二条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない者）

第五条 県職員改正条例附則第二条第一項第二号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号及び学校職員改正条例附則第二条第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が県職員、警察職員若しくは学校職

員として在職した期間又は人事交流等により第三条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（県職員、警察職員、学校職員又は企業職員であった者から引き続き新たに県職員、警察職員又は学校職員となつた者についての特例）

第六条 県職員改正条例附則第二条第二項、警察職員改正条例附則第二条第二項及び学校職員改正条例附則第二条第二項（以下「改正条例附則第二条第二項」と総称する。）の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに県職員、警察職員又は学校職員となつた者とする。

2 改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二条第一項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 警察職員、学校職員又は企業職員から新たに県職員となつた場合 警察職員、学校職員又は企業職員であった期間を県職員として在職した期間とみなして算定した調整額と県職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額

二 県職員、学校職員又は企業職員から新たに警察職員となつた場合 県職員、学校職員又は企業職員であった期間を警察職員として在職した期間とみなして算定した調整額と警察職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額

三 県職員、警察職員又は企業職員から新たに学校職員となつた場合 県職員、警察職員又は企業職員であった期間を学校職員として在職した期間とみなして算定した調整額と学校職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額

（端数計算）

第七条 第二条第一項第一号基礎額、県職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号又は学校職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第3号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成二十二年福岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第四十三項を第四十四項とし、第四十二項を第四十三項とし、第四十一項の次に次の一項を加える。

課 名	項 事
給与公平課	<p>四十二 平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則（平成二十二年福岡県人事委員会規則第二十五号）に基づく次の事務</p> <p>1 第三条第一項第一号の規定により、「人事委員会が別に定める者」を定めること。</p> <p>2 第八条の規定により、この規則の施行に関し必要な事項について定めること。</p>

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和二十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三十四中

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
82

82
82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87

87
88
を
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81
81
81

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87

87
87

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料

表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第二十七号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号水中「第百十号」の下に、「以下「育児休業法」という。」を加え、同号字中「をいう。」を削り、同条第十六号を削り、同条第十七号を同条第十六号とする。

第三条第四号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第一項第四号において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号中「第六号」を「第五号」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・七五」を「百分の九十九・五八」に、「（その）」を「とし、これら」の者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌

日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「に」、「額」を「額とする。」に改め、同項第二号及び第三号中「第六号」を「第五号」に、「百分の九十九・七五」を「百分の九十九・五八」に改め、同項第四号イ及びロ中「百分の九十九・七五」を「百分の九十九・五八」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五条第一項中「百分の九十九・七五」を「百分の九十九・五八」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員であることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二（別川添添添）

一 二二二二二二二二

職務の級	区分	額
10 級	一 種	129,600円
	二 種	125,000円
	三 種	114,900円
8 級	一 種	115,500円
	二 種	106,200円
	三 種	92,300円
7 級	三 種	87,000円
	四 種	69,500円
	五 種	52,200円
6 級	六 種	43,500円 (人事委員会が認める職にあつては 52,200円)
	三 種	81,600円
	四 種	65,300円
	五 種	49,000円
	六 種	40,800円 (人事委員会が認める職にあつては 49,000円)

二 医療職給料表 (一)

職務の級	区分	額
4 級	一 種	139,100円
	二 種	128,000円
	三 種	111,300円
	四 種	89,000円
3 級	三 種	103,100円
	四 種	82,500円

三 医療職給料表 (二)

職務の級	区分	額
------	----	---

8 級	二 種	108,100円
	三 種	93,900円
	四 種	86,800円
7 級	三 種	86,800円
	四 種	69,500円
	五 種	52,100円
6 級	五 種	52,100円
	三 種	81,400円
	四 種	65,100円
	四 種	65,100円
	五 種	48,800円

四 医療職給料表 (三)

職務の級	区分	額
6 級	五 種	50,200円

五 研究職給料表

職務の級	区分	額
5 級	一 種	123,900円
	二 種	114,000円
	三 種	99,000円
	四 種	79,200円
4 級	三 種	87,600円
	四 種	70,000円

六 公安職給料表

職務の級	区分	額
9 級	一 種	117,600円
	二 種	108,200円
	三 種	94,000円
8 級	三 種	89,600円
	三 種	87,600円

七 教育職給料表 (二)

職務の級	区分	額
4 級	五 種	55,500円（人事委員会が認める職にあつては64,800円、人事委員会が特に認める職にあつては74,000円）
3 級	六 種	45,000円（人事委員会が認める職にあつては53,900円）

八 教育職給料表（三）

職務の級	区分	額
4 級	五 種	52,600円（人事委員会が認める職にあつては61,400円、人事委員会が特に認める職にあつては70,100円）
3 級	六 種	42,800円（人事委員会が認める職にあつては51,300円）

備考 1 これらの表において、「人事委員会が認める職」とは、校長、教頭及び事務長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める職並びに副校長のことをいう。

2 これらの表において、「人事委員会が特に認める職」とは、校長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める職並びに主任指導主事及び主任社会教育主事のことをいう。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九十九・七五」を「百分の九十九・五八」に改める。

附則第三項中「定める額」の下に「（医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員にあつては、その額に百分の九十七を乗じて得た額）」を加える。

附則第四項中「定める額」の下に「に百分の九十七を乗じて得た額」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

附 則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1号給から 4号給まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97号給から 100号給まで	4,400	5,900	7,200	7,600	
	101号給から 104号給まで	4,400	6,100	7,200	7,600	
	105号給から 108号給まで	4,500	6,200	7,200		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,300	7,300		
	113号給から 116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から 120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から 124号給まで	4,700	6,600			
125号給から 128号給まで	4,800	6,700				
129号給から 132号給まで	4,900	6,800				
133号給から 136号給まで	4,900	6,900				
137号給から 140号給まで	4,900	6,900				
141号給から 144号給まで		6,900				
145号給から 148号給まで		7,000				
149号給から 152号給まで		7,100				
153号給から 156号給まで		7,100				
157号給から 160号給まで		7,200				
161号給		7,200				
再任用 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
	号給		円	円	円	円	円
再任用 職員以外 の職員	1号給から	4号給まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5号給から	8号給まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9号給から	12号給まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から	16号給まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から	20号給まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から	24号給まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から	28号給まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から	32号給まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から	36号給まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から	40号給まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から	44号給まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45号給から	48号給まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49号給から	52号給まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53号給から	56号給まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61号給から	64号給まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65号給から	68号給まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69号給から	72号給まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73号給から	76号給まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77号給から	80号給まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81号給から	84号給まで	4,100	5,800	6,800	7,600	
	85号給から	88号給まで	4,100	5,900	6,900	7,600	
	89号給から	92号給まで	4,200	6,100	6,900		
	93号給から	96号給まで	4,300	6,200	7,000		
	97号給から	100号給まで	4,400	6,300	7,200		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,400	7,200		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,500	7,200		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,600	7,300		
	113号給から	116号給まで	4,600	6,700			
	117号給から	120号給まで	4,700	6,800			
	121号給から	124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から	128号給まで	4,800	6,900			
129号給から	132号給まで	4,900	6,900				
133号給から	136号給まで	4,900	7,000				
137号給から	140号給まで	4,900	7,100				
141号給から	144号給まで	5,000	7,100				
145号給から	148号給まで	5,100	7,200				
149号給から	152号給まで	5,100	7,200				
153号給から	156号給まで	5,100					
157号給から	160号給まで	5,200					
161号給から	164号給まで	5,300					
165号給から	168号給まで	5,300					
169号給から	172号給まで	5,300					
173号給から	176号給まで	5,400					
177号給		5,400					
再任用 職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附則
この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。